

内閣参質一六二第五四号

平成十七年八月十二日

内閣総理大臣 小泉純一郎

参議院議長 扇 千景殿

参議院議員藤末健三君提出「若者の自立・挑戦のためのアクションプラン」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

C

C

参議院議員藤末健三君提出「若者の自立・挑戦のためのアクションプラン」に関する質問に対する答
弁書

一について

各大学においては、昼夜開講制、科目等履修生制度等を活用し、大学教育を受ける機会を幅広く提供するとともに、大学教育の質の確保・向上を図る観点から、厳格な成績評価等に取り組んでいるところであると承知している。また、各専門学校においては、柔軟な修業年限の設定、多様な授業科目の開設等を通じて、実践的、専門的な職業教育を受ける機会を幅広く提供するとともに、生徒に対して職業に必要な能力を身に付けさせるよう努めているところであると承知している。これらの取組は、御指摘のような「若者に再度学ぶというインセンティブを増す」ことにも資するものと考えている。

二について

御指摘の「フリーター・無業者」に対する教育訓練としては、企業における実習と座学による教育・職業訓練を組み合わせる実施し、若者を一人前の職業人に育てる「実務・教育連結型人材育成システム（日本版デュアルシステム）」、合宿形式による集団生活の中で、生活訓練、労働体験等を通じて、職業人又

は社会人として必要な基本的能力の習得と勤労観の醸成を図り、働く自信と意欲を付与する「若者自立塾」等を実施しているところである。